

港区立児童遊園条例の一部を改正する条例

本案は、三田松坂児童遊園を廃止するものです。

【条例改正の背景】

三田五丁目西地区第一種市街地再開発事業により、三田松坂児童遊園を移設して再整備するため、児童遊園を廃止します。

【条例改正の内容】

三田松坂児童遊園（港区三田五丁目16番8号）を削除します。

【施行期日】

令和8年7月15日（令和8年7月14日をもって廃止）

【現況写真】



【位置図】

